

# 黒部市行政改革推進方針

## 1 策定の趣旨

### (1) これまでの行政改革の取組

平成 18 年 12 月に策定した黒部市行政改革大綱(以下「行革大綱」という。)に基づき、市民と行政との協働により進める行政運営の実現に向け、公共サービスや事業のあり方、事務改革の推進等の行政改革に取り組んできました。

この行政改革の取組手法については、全庁を対象として各課からの行政改革に取り組む具体的な個別取組事項を定めた「黒部市行政改革実行計画〈アクションプラン〉」(以下、「実行計画」という。)を策定し、毎年度個別取組事項について中間実績や年度を通じた実績とその評価を行い、次年度へ反映(見直し)させるとともに、これらを市民懇話会へ報告し、意見を得る体制で進んできたところです。

### (2) 今後の行政改革への取組

現在の行政改革大綱は平成 23 年度までを計画期間としていますが、大綱に基づく行政改革の推進期間は平成 21 年度(総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」との整合性を図っている。)としており、推進期間とあわせた「実行計画」、「黒部市職員適正化計画」、「黒部市財政健全化プラン」は、平成 22 年度以降新たに見直す必要があります。

一方、市民の皆さんと行政が目指すべき将来像やまちづくりの目標を共有し、同じ目線や考え方で取り組みを進めるため、黒部市総合振興計画が平成 20 年 4 月からスタートしましたが、厳しい財政状況のなかでも社会の変化に適切に対応しながら計画を着実に進めるとともに、市民の要望が強い行政サービスについては一層充実していく必要があります。

このようなことから、今般、実行計画の見直しを含めた第 2 次の行政改革推進方針を定め、行政改革をさらに推し進めるものです。

## 2 新方針の基本的な考え方

市においては、平成 18 年 3 月 31 日の合併前の旧市・町から合併後の今日まで引き続き行政改革に取り組んできたところですが、依然として長引く景気低迷の影響などにより、市の財政は大変厳しい状況が続いており、人口減少はもとより少子高齢化の進行、高度情報化の進展する一方、市民ニーズはますます多様化・高度化するとともに、質の高い行政運営とサービスが求められています。

こうしたことから、新方針においては、現行の行政改革大綱に基づくことを前提とし、現行の個別計画についても単に効率化や減量化にとどまるのではなく、社会の変化に適切に対応しながら、市民の満足度を高めることを基本的な視点として見直しを図りつつ、着実に進めるものとします。

平成 21 年度を最終年度とする実行計画では、平成 20 年度を終えた段階におい

て、「保育所・幼稚園の統合」や「職員数の適正化」など、達成度において計画どおり進んだ取組は全体の約 78%となっているものの、計画どおり進んでいないものは約 22%となっています。

このため、第 2 次の行政改革の取組については、現行の実行計画の取組事項のうち、最終年度においても進捗が遅いと見込まれるものや、今後も継続して着実に実施する必要があるものの中から数項目に絞り、これらを特別推進事項に位置づけ行政効果を求めることとします。

### 3 特別推進事項

平成 22 年度からの推進方針として、公共施設のサービス向上と管理の効率化を図るため、公共施設の見直しを基本に次の項目を特別推進事項に位置づけ、併せて職員数の適正化等とも関連を図りつつ取り組むこととします。

- (1) 施設の方向性（統合、廃止、民間移管など）
- (2) 施設の管理運営（一体的管理）の見直し
- (3) 指定管理化への推進

### 4 推進期間等

#### (1) 推進期間

この方針に基づく第 2 次行政改革の推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

#### (2) 実行計画等の見直し

第 2 次行政改革の推進にあたっては、引き続き現行の黒部市行政改革大綱に基づき実施するものとします。

なお、現在の行政改革大綱は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の計画期間としていますが、行政改革の成果や市民ニーズを踏まえつつ見直しを行いながら平成 24 年度以降も引き継ぐものとします。

行政改革大綱に基づく個別計画である「実行計画」、「職員適正化計画」、「財政健全化プラン」のほか、「外郭団体見直し指針」、「公共施設見直し指針」についても、そのつど見直しを行いつつ引き継ぐものとします。

なお、「実行計画」については、推進事項に位置づけた取組のほか、新たに取り組む必要がある事項についても逐次追加して取り組むこととします。

#### (3) 推進体制

第 2 次の行政改革は、黒部市行政改革推進本部の進行管理のもと全庁的な取組として推進するものとし、推進にあたっては、その状況を随時「黒部市行政改革推進市民懇話会」に報告し、意見を求めるものとします。

（別紙 1 のとおり）